

2012.11.19

ミャンマー法務事情(4) 会社法①

ミャンマーの法務事情シリーズも4回目となりました。基本法の民法などは、まだ 1800 年代のインドで使われていたイギリス法が母法とも言われ、なかなかご紹介ができません。会社法も、1913 年ミャンマー会社法(Myanmar Company Act) (MC 法)がいまだに用いられています。会社法関係では、このほか 1994 年に会社法令(The Companies Rule)が資本減少等について、1957 年会社法規則(the Companies Regulation)では政府が株を持つ会社について定めています。今回は、そのうち、会社の設立の方法等を概観します。

1. 外国会社

MC 法は、外国会社について①ミャンマーの会社や、1950 年特別会社法ではなく、外国人が資本を有する会社、または、②ミャンマー以外の国で設立された会社でミャンマーに支店を有するものと定義しています。

2. ミャンマーの会社

MC 法によれば、ミャンマー人がすべての株を有している会社で、外国人はこのミャンマーの会社の取締役になることができません。

3. 閉鎖会社と公開会社

閉鎖会社では、株式の譲渡制限があり、またその株主の総数も 50 人以下に限られています。このような会社は株を公開して譲渡することが出来ません。また日本と違い株主は必ず2人以上必要です。公開会社は、閉鎖会社以外の会社を指します。いずれも、株主は株の範囲での有限責任とされています。

4. 営業許可(Permit to Trade)

MC 法 27 条Aによれば、外国会社は、支店を登録する前に必ず営業許可を得なければなりません。ただし、政府機関との合弁会社で 1950 年特別会社法によって設立されたものについては、この制約がありません。

ここでいう営業許可は、DICAⁱⁱにより発行されるもので、MICⁱⁱⁱのものではありません。営業許可の期間は発行日から2年ですが、延長が可能です。

外国会社が営業許可を申請するには6チャットの裁判所印紙を貼った Form Aという申請書に、①登録会社の基本定款、②当初資本についての法律上の要請に従うことの供述書、③資本構造委員会の質問書への回答、④行う業務活動の申述書、⑤株主の氏名、住所、国籍と持ち株数、⑥執行役員の氏名、住所、国籍と従事する業務、⑦取締役の氏名、住所、国籍、⑧銀行照会先、⑨ミャンマーでの会社設立に関する取締役会決議、⑩必要書類の英訳を添えて提出します。

DICA は、その後、会社の資格と業種別に最低資本金について書面にて通知をします。最低資本金の額はサービス業、ホテル、旅行業、銀行、投資会社のいずれも 30 万チャットです。この最低資本額は、ミャンマー外国投資法で定められる登録費用とは別に必要なものです。最低資本金の半額は営業許可の下りる前にミャンマーに持ち込まれなければなりません。そこで、DICA は営業許可を下します。銀行に送金されたこの資本金の半額は、まずは銀行の別段預金にて保管されます。会社が登録され、営業許可のコピー等必要書類が銀行に送られてから会社の銀行口座が開

設されます。この銀行口座に移された資本金その他の資金は、外国預金として保管され、外貨兌換券の形で、経費の支払いのために引き出すことができます。

5. 外国会社の設立

次に行うことは、必要書類をそろえて CRO^{iv}に会社または支店を登録することです。これが完了するとCROは、会社設立証明書または支店登録証明書を発行し、登録が完了するとともに法人格を有する会社が設立されたこととなります。

6. 登録された事務所

すべての会社には登録された事務所が必要です。業務の開始日か会社設立の日から 28 日後のどちらか早い時点で、CRO に会社設立登録の書類の一つとして、これを届け出ます。支店の場合、もし場所が変われば、変わった日から2か月以内に CRO にその旨届け出なければなりません。

7. 会社の看板

会社事務所の外側には英語で会社名を記した看板を出さなければならず、レターヘッド、封筒、広告や通知にはすべて会社名が記されなければなりません。

8. 会社の登録

CROに会社を登録するには、①営業許可の写し、②英語とミャンマー語で表記され、捺印された会社の基本定款と附属定款を2セット、③英語の基本定款、附属定款が正しくミャンマー語に翻訳されたことの証明書、④登録された事務所の状況に関する通知、⑤取締役、役員の氏名、住所、国籍のリスト、⑥書類が正式のものであることの宣誓書、⑦ミャンマーで行う経済行為のリスト、⑧登録に関する宣誓書、⑨引受書、⑩CRO に支払うべき登録手数料(100 外国兌換券)が必要です。

ⁱ 1950年特別会社法で定められる会社は、ミャンマー政府がその資本を持つ会社ですが、多くの条文はなく、MC法上の会社規定が適用されます。

ⁱⁱ 投資及び会社管理理事会 (Directorate of Investment and Company Administration) の略、国家計画経済発展省の管轄下にあります。

ⁱⁱⁱ ミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission) の略

^{iv} Companies Registration Office の略

本記事は、8月にヤンゴンを訪れ、お会いした DFDFLMekong のパートナー、James Finch 弁護士からいただいた、2011 - 2012 | MYANMAR | LEGAL, TAX & INVESTMENT GUIDE を要約いたしました。文責は筆者にあります。

筆者 弁護士 苗村博子 弁護士法人 苗村法律事務所 代表弁護士

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。